

平成 2 6 年 第 5 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 5 月 1 6 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第5回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年5月16日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時34分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
指田登美子 本木益男
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|----------|-------|
| 教育部長 | 中野 育三 | 学校教育担当部長 | 榎並 隆博 |
| 教育総務課長 | 松下 君江 | 教育施設担当課長 | 比留間光夫 |
| 指導・教育センター担当課長 | 小嶺 大進 | 学校給食課長 | 神山 幸男 |
| 文化振興課長 | 山田 義高 | スポーツ振興課長 | 指田 政明 |
| 図書館長 | 乙幡 孝 | 指導主事 | 勝山 朗 |
| 指導主事 | 西原 英治 | | |

5. 会議に出席した事務局の職員

| | |
|---------------|-------|
| 教育総務課教育政策グループ | 内田 朋英 |
| | 橋本真奈美 |

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第44号 平成26年度教育予算の補正（第2号）の申出について
- 7 議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領について
- 9 議案第47号 教育財産取得の申出について
- 10 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際し、現在1名の方からの傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、平成26年第5回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年度児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）に基づき、5月1日現在の状況につきまして御報告させていただきます。

4月に開催されました教育委員会定例会におきまして、平成26年4月7日現在の児童・生徒数及び学級数につきまして御説明させていただきましたので、その後の児童・生徒数及び学級数につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、通常学級における児童数についてでございますが、第七小学校、第1学年で1人の減、第八小学校、第4学年で同じく1人の減となり、総数では2人の減となっております。次に、特別支援学級における児童数についてでございますが、変動はございません。このことから、小学生全児童数につきましては2人の減で4,596人となりました。なお、学級の変動はございません。

次に、生徒数についてでございますが、通常学級におきましては第三中学校、第1学年で1人の減、第五中学校、第3学年で2人の減となり、総数で3人の減となっております。特別支援学級における生徒数についてでございますが、第一中学校で1人の増となり、中学校全生徒数につきましては2人減の2,109人となったところでございます。なお、学級数の変動はございません。

右側の3 日本語学級通級児童数についてでございますが、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年で各1人の増で、総数では4人の増となりました。

4の情緒障害等通級指導学級通級児童数から、6の難聴通級指導学級通級児童数につきましては、4月7日現在から5月1日までの間の変動はございません。

次に、7 言語障害通級指導学級通級児童数については、第5学年で1人の増。

8 情緒障害等通級指導学級通級生徒数についても、第3学年で1人の増となりました。

以上をもちまして、児童・生徒数及び学級数の状況報告とさせていただきます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。平成25年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成25年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）につきまして、御報告させていただきます。

各中学校別の高等学校進学者、全日制、定時制、専修学校など、就職者、その他の進路状況でございます。

初めに、表の左下の合計欄を御覧ください。

平成25年度市立中学校卒業生数でございますが、男子330人、女子336人、合計で666人でございます。

高等学校進学者でございますが、まず全日制につきましては、国・公立高等学校へは420人で、卒業生全体から見た割合は63.1%、私立高等学校へは141人で21.2%でございます。次に、高等専門学校へは7人で1.0%、特別支援学校へは11人で1.7%、高等学校通信制へは12人で1.8%でございます。次に、定時制につきましては、公立・私立高等学校へは53人で7.9%でございます。そのほか、学校基本調査での公立職業能力開発施設などへの入学者を含めた専修学校等へは11人で1.7%、就職者は7人で1.0%、その他は4人で0.6%という状況でございます。

また、市内に所在いたします公立高等学校への進学者数は85人で、公立高等学校進学者総数の20.2%、昨年度と3.5ポイントの減となっております。また、市内に所在いたします私立高等学校への進学者数につきましては13人で、私立高等学校進学者総数の9.2%、昨年度と比較いたしますと2.5ポイントの増となり、市内所在高等学校への進学者数は98人で、全日制の高等学校入学者数の17.5%、昨年度と1.7ポイントの減となっております。

以上をもちまして、中学校卒業生進路状況の報告とさせていただきます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。武蔵村山市社会教育委員会議からの報告についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。別冊になっております。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、武蔵村山市社会教育委員会議からの報告について御説明申し上げます。

今回、社会教育委員会議では、武蔵村山市第四次長期総合計画でも掲げられている高齢者社会に視点を当て、本市における生涯学習と高齢社会の関わりについて研究を行い、報告書を取りまとめたものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、武蔵村山市社会教育委員会議からの報告について御説明いたします。

まず、資料3を御覧ください。

武蔵村山市社会教育委員会議がまとめた「武蔵村山市における長寿社会と生涯学習の関わりについて」と題する報告が、社会教育委員会議議長から教育委員会に対し、平成26年3月26日付で提出されましたので、報告をさせていただきます。

別冊の報告の2ページをお開きください。

まず、1 高齢化社会を迎えてという章を立てまして、超高齢化社会を迎えた日本で、高齢者が豊かで充実した人生を送れるよう、生涯学習の観点から様々な学習の機会、場所の提供などの環境整備を行う必要があるという前提について記しております。

次に、3ページから5ページにかけて、2 武蔵村山市の現状と課題という章立てで高齢化の状況、生涯学習の現状、高齢者の環境と3節にまとめ、現状と課題の把握を行っております。

また、6ページから10ページは、3 豊かな高齢化社会の実現に向けてという章を立て、具体的な施策の提言が示されております。

(1) の自然環境を活かした支援では、本市の優れた自然環境を積極的に活用した生涯学習施策を改善すべきとのことで、具体的には自然動植物マップの作成、東京都の公園事業との情報共有を積極的に進めることが挙げられております。

(2) の生涯学習活動への支援では、公共施設の予約システムの整備や、市民と行政をつなぐコーディネーターの育成・活用等について提案がされております。

(3)の地域社会参加への支援におきましては、高齢世代の方々が地域社会との関わりを深めていくための支援をしていくべきとの提言で、具体的には高齢者の力を引き出すための人材登録制度や、シニア成人式(仮称)等についての事業が挙げられております。

(4)の健康維持活動への支援におきましては、病気がちな高齢者への働きかけについて述べております。特に介護予防の地域拠点として活動している地域包括支援センター等の機関と生涯学習に関わる機関の連携、協力を図っていくべきことが挙げられております。

12ページ以降は、参考資料といたしまして、平成24年度社会教育関係団体一覧、武蔵村山市社会教育委員会議記録、武蔵村山市社会教育委員会議名簿を掲載しております。

今後、この報告の趣旨を踏まえ、生涯学習事業の展開に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。平成26年度少年少女スポーツ大会「第6回村山っ子相撲大会わんぱく場所」の実施結果についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成26年度少年少女スポーツ大会「第6回村山っ子相撲大会わんぱく場所」の実施結果について御報告をさせていただきます。

本大会は、5月11日、日曜日に市立第十小学校校庭に4面の土俵を設置し、実施をいたしました。

主催は、武蔵村山市教育委員会、共催は公益社団法人立川青年会議所、主管につきましては第五中学校区教育推進協議会、そして協力は立川練成館でございます。

参加状況につきましては、未就学児の部が66人、小学生の男子の部が127人、小学生の女子の部が66人の合計259人で、昨年が215人の参加でございましたので、それを上回る参加者がございました。各小学校からの参加状況につきましては、資料下段の表にお示しをしておりますが、今回は横田エレメンタリースクールからの参加はございませんでした。

それぞれの部における優勝者等につきましては、資料の次ページにお示しをしておりでございます。

教育委員の皆様には、お忙しい中、本大会に御出席をいただき、大変ありがとうございました。

なお、小学4・5・6年生の優勝者につきましては、6月29日、日曜日に、立川市の子ども未来センターで開催されます第26回わんぱく相撲東京都大会立川場所に、武蔵村山チームとして出場することとなっております。

報告は以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

5点目のその他でございますが、私から1点、報告いたします。

平成26年5月2日付にて、教育委員長及び教育長宛てに、平成27年度使用教科書採択についての要請が、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から、坂田宏子代表から来ておりますので、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、5月2日付で届けられました書面に関する対応等につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、この書面も、前回同様、教育委員長及び教育長の職にあられるお二人に届けられたものでございますので、組織である私ども教育委員会事務局で収受をさせていただきました。

今回の書面の内容でございますが、幾つかの質問と意見を述べさせていただきますとあり、特段の回答を求めているものではございませんが、教育委員会としての考え方をお示しする意味で、皆様の御意見を賜りたいと存じております。

まず、1点目ですが、要約をいたしますと、学校調査資料を作成する際は、十分な検討を行うために、時間の確保を校長会等で検討してほしいとのことでございます。そもそも校長会は、何らかの検討を行う場ではございませんが、私どもの方から各校で時間の確保についてお願いすることは可能でございます。

2点目は、先生方の調査が、学校調査資料に正しく集約されるよう配慮してくださいとのことでございます。本日、議案となっております武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領には、その目的に、平成27年度に使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うということを明記しておりますので、各学校の学校調査資料は校長を責任者として報告されるものであり、その内容は、学校調査会の考えが正しく集約されているということは、当然であると考えております。

3点目を要約しますと、学校調査会の調査基準は特長だけになっており、例えば興味・関心、探求心等を育てることや、発達段階等を調査の基準とするよう改善できないかといったような内容でございます。これにつきましては、記載されます特長として、興味・関心や思

考・判断、知識・理解といった、いわゆる学力の観点から見た意見が含まれているものとなりますので、特に問題はないと考えております。

4点目は、採択の方法に関して、3つの御意見が示されております。全文を御紹介いたします。1つは、公平性と透明性を確保して、適正かつ公正な採択を行うために、教科書会社名を明らかにして検討を行う。2つ目は、教科ごとに採択する。3つ目は、別室ではなく、公開の場で意見を集約し、採択を行うとなっております。

続けて、5点目でございますが、教科書展示会での意見が採択に当たって十分に反映されるように工夫してほしいとのことでございます。

書面に示されました意見、質問は以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

今、学校教育担当部長の方から御説明があったところでございますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 ただいまの学校教育部長から、この要請書面の内容を要約して御説明をいただきましたが、この1つ目の学校調査会のための時間の確保はということなんですが、ただいま部長の説明では、お願いすることは可能ですということなんですが、これはお願いができるということですか、それ確認させてください。

それから、2点目なんですけれども、この先生方の調査が正しく集約されるよう配慮をということですが、むしろ正しく集約されない状況がどういうものか想像ができないんですが、部長の説明では、今日の議案の中にもありますけれども、要領の目的にも明記されているので問題はないということですが、その辺のことも確認をさせてください。

一方で、本市のような学校調査会は、どこの教育委員会でも置いているものなんでしょうか、そこだけちょっと御質問させてください。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 まず、時間の確保についてですが、これは私ども校長会の中で十分説明をさせていただくことは可能でございますので、そのようにお願いをしたいと思います。

それから、先生方の調査資料の中身が正しく集約されるということにつきましては、各教員の意見の集約の責任者が校長になっておりますので、その集約の中身を校長が仮に歪曲するようなことがあっては、むしろそのことが大きな問題となりますので、そういったようなことは行われまいだろうというふうに認識をしております。

それから、3点目にいただきました近隣市での様子でございますが、状況をお伺いしたところ、いわゆる学校調査会のようなものが置かれているところは、およそ5割程度だということでございます。実は、この各学校での調査をより円滑に行っていただくためにも、私ども教科書見本を増やしてほしいといった旨のお願いを、文部科学省の方にお伝えをいたしました。ところが、この教科書見本の5セットという数でございますが、どの自治体でも教育委員の人数が5人であるということから、教育委員さん用として定められた数であるということの説明がございました。自治体によっては、委員が6人いる場合がございますので、その場合にはその自治体からの申請により、1セットのみを、追加を認めているということでございます。その意味で、本来、委員の皆様にご覧いただくためのこの見本のセットを、学校に使わせていただけるということであれば、これはまさに委員の皆様の御理解によって実現できるものであるというふうに事務局としては考えておりますので、この後、議決をいただくこととなりますが、この場でも改めて感謝を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 はい、ありがとうございました。

○高橋委員長 ほかはいかがですか。

指田委員さん。

○指田委員 3点目の件なんでございますが、学校調査会の調査基準が特長だけになっているという、この3点目の調査基準の話をもう少し詳しく御説明いただけますか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 書面の御意見は、単に特長とせず、より優れた教科書を明らかにするといった観点で、もう少し具体的な基準を設けてはどうかということだと思われま。教員が教科書を使用して授業を行う際は、見た目ですとか、あるいは色使い、レイアウト、こういった使い勝手の良さといったことももちろん気にはなりますが、一番は児童・生徒の学力を伸ばす上で有効かということになるかと存じます。教員が授業を行う際に重視していることとして、指導と評価の一体化という言葉がございます。その時間の指導内容が、児童・生徒に身に付いたかどうかを、毎時間、教員は評価をいたします。学習活動だけがあって、仮にこの評価ができないようなものであれば、それは適切な学習活動とはいえないということになります。そして、この評価は学力の観点別に行われます。例えば、算数の学力の観点は、関心・意欲・態度、数学的な考え方、技能、知識・理解となっております。教科書

を使って授業を進める上で、これらの観点が明確であることや、適切であることは、これは特長としては非常に重要なこととなりますので、当然今回の書面にもそういった内容が網羅されたものになるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○指田委員 限られたスペースに、何か特長を記載するとなると、今、部長さんがおっしゃられたようなことになるのかなと私も考えます。いずれにしても、様々な視点で先生方の専門性が生かされるような意見が集約されることを期待しております。

○高橋委員長 この4点目の今お話ありました公平性と透明性という、これ極めてやはり大事な視点だと私らも考えるところなんです、この点について、どなたか御意見ありますか。
土田職務代理者。

○土田職務代理者 これは恐らく前回の教科書採択のことを引き合いに書かれた文書だと、こういうふうに感じます。ただ、私たちの話の中で、教科書会社の名前が必要であれば言いますし、話の中身として必要がなければ出ないんじゃないかと思います。大事なことは、私たちが要領に従いまして、適切かつ公平にこの採択を行っていくことが重要だと、こういうふうに思っております。

○高橋委員長 分かりました。

ほかいかがでございましょうか。

本木委員さん。

○本木委員 ちょっとお伺いしたいんですが、採択の方法として教科書ごとに行うというふうにあるんですけども、そのような決まりというのがあるんでしょうか。

○高橋委員長 これについて。榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 教科ごとに行うといったような御要望をいただいておりますが、文部科学省では、教科書採択の方法を細かく規定をしております。ただ、その中でそのような決まりというのには特にございませぬ。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

いいですか、もう一つ。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○**本木委員** 展示会などで意見を集めるという話は、適正な教科書採択を行うためのよい方法だと思っておりますが、無駄をなくして、よりやりやすい方法をとっていけばいいんじゃないかなと思っております。

○**高橋委員長** これについて、私もそういうふうに思っています。それに、5点目の展示会の意見集約というものは、これまでたしか参考にしてきたはずでございますが、ただし余り御意見が、そんなに出なかったと思います。

いずれにいたしましても、前回の協議の場で、今回の採択に当たっては様々な、今回、教育委員会事務局に改善策を示していただいておりますので、我々、教育委員としても、市民の信託に応える採択をしてまいりたいと思います。

もう教科書の見本本は届いているようであります。よろしくお願いをいたします。

以上でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**高橋委員長** それでは、これをもって教育長報告を終わります。

◎**日程第4 議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について**

○**高橋委員長** 日程第4、議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** 議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○**高橋委員長** 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○**持田教育長** それでは、議案第42号の提案理由を説明させていただきます。

立川市図書館との相互利用の実施に伴い、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出をする必要があり、平成26年4月21日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認について、御説明させていただきます。

今回の改正は、平成26年3月25日付で、本市と立川市図書館の相互利用に関する協定を締結したことから、市長部局所管の規則の改正の申出をする必要が生じ、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別紙の武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第9条第1項の「昭島市、東大和市及び瑞穂町」を「相互利用協定を締結した市町」に改め、同条第5項に、「ただし、立川市民は、図書については5冊以内、視聴覚資料については1点とする。」を加えるものでございます。

附則につきましては、平成26年5月28日から施行するもので、経過措置として、この規則の施行の際に、現にあるこの規則による改正前の第5号様式による用紙——こちらは裏面を御覧ください——については、当分の間、これを取り繕って使用することができるもののでございます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 改正案の新しい立川市が新たに相互利用の協定が締結されたということで、非常に職員の皆さんの努力が実ったと、本当に感謝をしております。そこで、貸出しの資料ですが、昭島市、東大和市、瑞穂町、ここと立川市の市民との数的な量が違っているんですけども、これ何か理由がございませうか。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 立川市との相互利用につきましては、立川市は相互利用を開始するのは、武蔵村山市は2番目なんですけど、1番目に開始しました国立市との相互利用の中でも貸出し制限を行っておりまして、それと同様の形での冊数制限を行ったものでございます。

○土田職務代理者 そうすると、立川市が国立市の市民に貸し出す数量を、今回、協定の中では、武蔵村山市と立川市が同じ数量をここに用いたと。ということで、東大和市や昭島市と瑞穂町との差については特段大きな問題は生じないと、こういうようなことなんですかね。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 図書館相互利用につきましては、双方の図書館間の相互利用でございまして、東大和市、昭島市、瑞穂町につきましては、双方、同じ条件でということで始めたものでございますが、立川市につきましては、今まで相互利用を開始していなかったという経緯がございまして、昨年、12月25日に国立市と協定を締結し、この平成26年2月5日から相互利用を開始したものでございまして、そういう意味でいいますと、武蔵村山市と立川市と相互の利用でございまして、先行して開始しております東大和市、昭島市や瑞穂町につきましても、特段問題はないというふうに考えております。

○土田職務代理者 はい、分かりました。

○高橋委員長 いずれにしましても、いろんな各自治体でやっておりますものね、この相互利用について。

○乙幡図書館長 はい。

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第5、議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第43号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会の充実を図るため、委員を任命する必要がある、平成26年5月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして御説明をいたします。

平成26年4月の定例教育委員会で議決をいただきました第八小学校の学校運営協議会委員につきましては、平成26年5月1日付で、委員の追加に伴い、改めて委員を任命する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めますのでございます。

議案の次に別紙がございますので御覧ください。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第44号 平成26年度教育予算の補正(第2号)の申出について

て

○高橋委員長 日程第6、議案第44号 平成26年度教育予算の補正(第2号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第44号 平成26年度教育予算の補正(第2号)の申出について。

平成26年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第44号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度教育予算について、歳入で国庫委託金、委託金、財産運用収入、寄附金及び基金繰入金、歳出で教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第44号につきまして御説明いたします。

別紙、1 ページを御覧ください。

平成26年度教育予算の補正（第2号）の申出でございます。

平成26年6月に開催されます第2回市議会定例会に、提案が予定されております平成26年度の武蔵村山市一般会計補正予算（第2号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので申し出るものでございます。

初めに、1 歳入でございます。

14款3項4目教育費委託金、1節教育総務費委託金98万7,000円は、文部科学省が委託する研究開発学校の指定を第八小学校が受けたことから、新たに措置するものでございます。

次に、15款3項5目教育費委託金、1節教育総務費委託金631万円は、東京都教育委員会が指定校として選定して実施する言語能力向上推進事業、理数フロンティア校事業、学力向上パートナーシップ事業、安全教育推進校事業、小学校外国語活動アドバイザー活用事業、オリンピック教育推進校事業について、本市の小・中学校が指定を受けたことにより、新たに措置するものでございます。

次に、16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金1,000円は、基金利子の積み立てによるものでございます。

次に、17款1項4目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金100万円は、市内在住の方から市立学校における教員の実践研修等に対する指定の寄附によるものでございます。

次に、18款2項11目市立学校教員研修奨励基金繰入金、1節市立学校教員研修奨励基金繰入金100万円は、市立学校における教員の実践研修等に充当するため、市立学校教員研修奨励基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計では、929万8,000円を増額し、計上するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

2、歳出でございます。

10款1項3目教育指導費、8節報償費406万9,000円、9節旅費23万6,000円、11節消耗品費229万9,000円、食糧費4万円、印刷製本費65万2,000円、12節役務費1,000円、18節備品購入費35万8,000円につきましては、歳入におきまして御説明いたしました東京都教育委員会が指定校として選定して実施する小・中学校の各事業等における経費でございます。また、19節負担金補助及び交付金100万円は、歳入における市立学校教員研修奨励基金繰入金を充当するもので、市立学校における教員の実践研究における経費でございます。

次に、10款1項9目市立学校教員研修奨励基金費、25節積立金100万1,000円は、歳入における教育総務費寄附金及び基金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、10款2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費321万円は、平成26年4月14日付、建築工事等積算標準単価の改正により、労務単価等が大幅に上昇したことに伴い、同日以降に契約を行う工事に係る予算に不足が生じることから増額するものでございます。また、18節備品購入費106万2,000円は、市内在住の方から小学校の物品購入等に充てていただきたい旨、ふるさと基金への寄附があったことから、電子黒板を購入するものでございます。

次に、10款3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費677万1,000円は、小学校の工事請負費と同様に、労務単価等が大幅に上昇したことに伴い、予算に不足が生じることから増額するものでございます。

次に、10款5項4目歴史民俗資料館費、15節工事請負費160万円は、小・中学校の工事請負費と同様に、労務単価が大幅に上昇したことに伴い、歴史民俗資料館改修工事の予算に不足が生じることから、増額するものでございます。

次に、10款6項4目学校給食費、11節消耗品費1,371万3,000円は、樹脂製食器等を購入するための経費でございます。

歳出合計では、3,601万2,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出にかかわる補正予算の申出を行うものでございます。

なお、今後、市長部局での補正予算の査定等によりまして、歳入歳出補正予算額が増減する場合もございますので、御了承願います。

また、歳入歳出の差異でございますが、市長部局との関係によるものであることを申し添えておきます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょうか。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 平成26年度教育予算の補正(第2号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について

て

○高橋委員長 日程第7、議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立図書館規則の一部を改正するため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第45号の提案理由を説明させていただきます。

立川市図書館との相互利用の実施に伴い、武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、図書館長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

平成26年第3回教育委員会定例会の教育長報告の中で御報告を申し上げました、本市と立川市の図書館が平成26年3月25日付で相互利用に関する協定を締結いたしましたことから、図書館の相互利用を開始するに当たり、武蔵村山市立図書館規則の一部を改正するものでございます。

別紙の武蔵村山市立図書館規則の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

個人貸出しにつきまして規定しております武蔵村山市立図書館規則第4条第1項第1号中の「昭島市、東大和市若しくは瑞穂町」を「相互利用協定を締結した市町」に改め、また貸出し冊数に制限があることから、同条第5項に「ただし、立川市民は、図書については5冊以内、視聴覚資料については1点とする。」ことを加えるものでございます。

また、裏面の第1号様式につきましても、同様に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成26年5月28日となっております。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領について

○高橋委員長 日程第8、議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領について。

武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長より説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第46号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき、平成27年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領について御説明させていただきます。

3月及び4月の教育委員会定例会におきまして、詳細につきましては既に御説明をさせて

いただき、御協議の上、委員の皆様からも御意見等を頂戴したところでございますが、確認の意味も含めまして、これまでの使用教科用図書採択要領と大きく変更しました4点につきまして、改めて御説明をいたします。

1点目、これまでも教科書採択につきましては、法令や通知等に基づき、適正かつ公正に実施してまいりましたが、採択要領の採択の目的にその旨を明記いたしました。

2点目、これまでは各学校に見本教科書を回覧することをしておりませんでした。今回から各小学校に5日間ずつ、全教科書のセットを回覧いたします。また、学校ごとに学校調査会を設置し、校長の責任のもと、校内の教職員が分担し、資料を作成し、調査研究委員会に提出することといたしました。

3点目、調査研究資料及び採択資料作成委員会報告書の記載内容につきまして、項目を精査し、簡潔なものにと改定をいたしました。

4点目、教科書展示会については、法定展示期間の14日間に加えて、特別展示期間として3日間延長して開催をする予定でございます。

学校調査会、調査研究委員会、採択資料作成委員会での調査を経まして、8月8日の臨時教育委員会において採択をお願いしたく存じます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入りますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第46号 武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○榎並学校教育担当部長 委員長、申し訳ありません。発言させていただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 失礼いたします。

ただいま御承認をいただきまして、ありがとうございます。本日、こちらに見本を1セットお持ちいたしました。今後、委員の皆様には、9教科11種目につきましての御検討をいただくこととなります。

なお、先ほど教育長報告でもお話を申し上げましたが、今回の学校調査会、また教科書の特別展示等をする関係で、委員の皆様には5名全員分の見本教科書が事務局に戻ってまいりますのが、7月の下旬になってしまいます。大変御迷惑をおかけいたしますことに、改めてお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

ただ、同時に、この採択について、適正かつ公正な採択をしていただくために、御理解をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員長 こちらこそ、いろいろとありがとうございました。お骨折りいただきました。

◎日程第9 議案第47号 教育財産取得の申出について

○高橋委員長 それでは、続けます。日程第9、議案第47号 教育財産取得の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第47号 教育財産取得の申出について。

教育財産取得の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年5月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第四中学校の武道場を新築したことから、教育財産取得の申出をする必要が

あるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育施設担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 それでは、議案第47号 教育財産取得の申出について御説明いたします。

今回の財産の取得につきましては、中学校の学習指導要領の改訂により、中学生の武道が必修となったことから、市立第四中学校に武道場を整備し、あわせて屋根に太陽光パネルを設置するものでございます。

なお、工事につきましては6月に完成予定で、同施設を教育財産と位置付ける必要があることから、武蔵村山市公有財産規則第8条の規定に基づき、教育施設の増築による取得として市長部局に申し出るものでございます。

それでは、別紙、図面を御覧いただきたいと思えます。

初めに、1ページを御覧ください。

取得建物の配置図と平面図となっております。

建築位置は、体育館の西側で、男女のトイレ及び更衣室、器具庫、玄関、ホール、武道場を設置してございます。

建築面積が341.82平方メートル、建物の延べ床面積が328.5平方メートルの鉄筋コンクリート、一部屋根の部分が鉄骨造りになりますが、平家建てでございます。

2ページを御覧ください。

取得する建物の立面図で、建物の高さが9.97メートルとなっております。

3ページが、建物の断面図となっております。

なお、取得する建物ですが、現在、6月末に工事を完了し、7月に建物の引渡しを予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょう。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 1階平面図、拝見させていただいていますが、今度、新たな建物には、校舎から上履きで行けるんですか。まず、そこ1点。

○高橋委員長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 そのとおりでございます。

○土田職務代理人 それでは、雨の日とか、そういうの、外へ行かなくても、この廊下から真っすぐポーチへ行って、玄関があつて、ホールがあるんですけども、そのこのところで上履きでとんとんとんと行って、どこかへ置いて武道場へ入ると、そういう流れですかね。

○高橋委員長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 平面図の下側、普通教室棟、斜線が引いてある部分なんですけど、この出入り口からポーチまで渡り廊下のような形で、直接出入りができるようになってございます。

○土田職務代理人 関連なんですけれども、今回、七小、四中の施設別型一貫校の構想がだんだん進んでいるわけなんですけれども、この1階平面図の中に配置図がありますよね。校舎、屋内運動場が既施設として斜めの斜線が引いてあるんですけれども、この校舎の一番下のほうに、ちょっと出ていますけれども、手が届くというわけにはいきませんが、七小の建物がすぐですよ。七小の子供たちも、何らかの形で利用が将来できるとしたら、この七小と四中、屋根がついて、上履きで行けるような簡単な施設の設置なんていうのはいかがなもんですかね。

○比留間教育施設担当課長 七小と四中、隣接型の小中一貫校ということで構想が持ち上がっていますが、将来的には何らかの形でつなげたいというような考えを持っています。

以上でございます。

○土田職務代理人 できれば、そんな大げさじゃなくていいですから、建物、建物の間に別棟をつくってね、あそこだと2階と2階がいいかなというふうに思うんですね。2階と2階に、連絡通路がありますよね、うまく言えないですけども。そういうものを、接続しなくたっていいんですからね。地震がきてぶつかるといけないから、よく分からないけれども、だからそういうことで風雪に耐えられるような、子供たちが雨の日でもずっと行けて、こういうところの利用ができるような、将来なんていう言葉じゃなく、近いうちに、ぜひ予算の獲得に努力していただいて実現を目指していただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

以上です。

○高橋委員長 よろしいですね、それ要望で。

○土田職務代理人 はい。

○高橋委員長 ほかはいかがでございますよう。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 教育財産取得の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 その他

○高橋委員長 日程第10、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等があればお受けいたします。

本木委員。

○本木委員 すみません。今施設のことでいろいろ出て、思い出したんですけれども、先日、わんぱく相撲に行かせてもらって、十小のグラウンドが、大分もう傷んでいるというか、土で硬くて、砂がないような感じだったんですね。ですから、行く行くそういうところも点検していただいて、改修というんですかね、見ていただいたほうがいいかなと思ひまして、その他で発言させてもらいました。

○高橋委員長 それは要望としてよろしいですか。

○本木委員 はい、そうですね。よろしく申し上げます。

○高橋委員長 そういう御意見がありましたということです。

ほかございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、事務局から何か御発言があればお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長　そうですか。

それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長　以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時34分閉会